

## 福祉複合施設つばきの杜のいちフレイル予防センター指定管理業務仕様書

### 1. 総則

#### 1 福祉複合施設つばきの杜のいちフレイル予防センターの設置の目的

本施設は、単なる高齢者の通いの場ではなく、リハビリテーション専門職等の関与により、利用者がフレイル（虚弱）から脱却し、住み慣れた地域での社会参加を実現すること（以下「卒業」という。）を目的とする。

#### 2 基本指針

本業務は、指定管理者は、単なる施設の維持管理に留まらず、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下、「リハビリ専門職」とする。）等の知見を活かし、既存地域資源の連繋と新たな資源の創出、利用者の地域移行を積極的に推進しなければならない。

#### 2 業務期間

施設管理運営：令和9年1月4日から令和9年3月31日

各事業の実施：令和8年10月1日より順次開始（公募要項「6.委託料の上限」の期間に準ずる）

#### 3 業務を行う場所

指定管理：野々市市矢作三丁目2番地10

（福祉複合施設つばきの杜のいちフレイル予防センター）

業務場所：上記を中心に、野々市市内全域

#### 4 施設・備品の整備

- ①備品等の準備：本業務の遂行に必要な机、椅子、什器、事務機器等の備品は、原則として指定管理者が準備するものとする。
- ②運動器具等の準備：事業の実施に必要な運動器具（トレーニング機器、評価用具等）については、指定管理者が適切に選定・準備すること。
- ③市所有物品の活用：前項の規定にかかわらず、市が所有する以下の物品については、指定管理者の利用（無償貸与等）を認めるものとする。
  - a) 椅子
  - b) ステップ台
  - c) マット
  - d) その他、市が指定する既存備品

※再利用にあたっては、指定管理者の責任において取り扱い、保守点検・軽微な修繕等を行うこと。修理不能となったものの廃棄については、市に問い合わせること

## 2. 運営体制

### 1 人員配置基準

- ①センター長：常勤かつ専従の専門職1人（事業全体を統括し、関係機関との調整を行う。兼務可）。なお、リハビリ専門職が望ましい。
- ②従業者：常勤かつ専従のリハビリ専門職、看護・保健職、管理栄養士等を2人以上配置すること
- ③防火管理者：消防法に基づき、防火管理者講習を受講した責任者を配置すること。防火管理者はセンター長又は従業者と兼務とする。

### 2 職員の資質向上

指定管理者は、職員に対し、フレイル予防、地域包括ケアシステム、個人情報保護等、運営に必要と思われる研修を計画的に実施すること。

## 3. 業務内容

### 1 通所型事業（短期集中予防サービス・活動C）

- ①アセスメント：入所時にリハビリ専門職等による個別アセスメントを実施し、運動・栄養・口腔に関する個別の支援計画を作成すること。
- ②プログラムの実施：エビデンスに基づいた集中的なプログラムを週1~2回程度提供する。
- ③効果測定と「卒業」の判定：3ヶ月ごとに客観的指標（握力、歩行速度、TUG、イレブンチェック等）を用いた評価を行う。改善が見られた利用者に対し、卒業を促す。

### 2 短期集中訪問サービス（活動C）

- ①対象者の選定の同行訪問：地域包括支援センターの職員が対象者の選定に迷う時は、リハビリ専門職等が同行訪問し、助言を行う。
- ②居宅内アセスメント：身体機能の評価に加え、実際の生活環境（段差、手すりの有無、動線等）に基づいたADL（日常生活動作）およびIADL（手段的日常生活動作）のアセスメントを実施する。

- ③個別プログラム：居宅で実施可能な運動指導、栄養改善、口腔ケアの助言を行う。  
セルフケア能力の向上を図り、最終的には通所型サービスや地域の通いの場への外出ができるよう支援する。
- ④期間設定：概ね3ヶ月を標準期間とし、訪問ごとに進捗を確認、目標達成状況に応じて通所型への移行や卒業を判定する。

### 3 フレイル予防相談

- ①フレイル予防相談窓口の設置：センター内および電話にて、市民からのフレイル予防に関する相談に随時応じる。
- ②専門相談の実施：リハビリ専門職、看護職、管理栄養士等の多職種が連携し、身体機能の低下、低栄養、口腔機能の不安等に対し、専門的な知見から助言・指導を行う。
- ③関係機関との連携：相談内容に応じ、地域包括支援センター、ケアマネジャー、主治医等と連携し、適切なサービスや地域資源へ繋げる。
- ④相談記録の管理：相談内容、指導内容、経過を記録し、個人情報に配慮した上で適切に保管・管理する。

### 4 地域移行・社会参加の推進

- ①伴走支援：卒業予定の利用者に対し、生活支援コーディネーター（以下「SC」とする。）と連携し、移行先の「通いの場」への同行訪問や体験参加の調整を行う。
- ②アフターフォロー：卒業後3ヶ月および6ヶ月経過時点での状態確認（モニタリング）を地域包括支援センターと協働して行い、必要に応じて再支援や相談対応を行う。
- ③常設サロンの運営：通所型事業の未実施時間を活用し、高齢者等が気軽に立ち寄れる相談窓口・交流拠点としてセンターを開放する。

### 5 地域づくりと関係機関連携

- ①SCとの連携：月1回以上の定例連絡会議を開催し、地域のニーズ把握と社会資源（通いの場等）の開発について協議すること。
- ②通いの場創設支援：通いの場の未設置地域に専門職を派遣し、住民運営のサロンの立ち上げ支援や技術指導を行う。
- ③アウトリーチ：閉じこもり傾向にある高齢者等に対し、訪問による状況把握およびサービスへの繋ぎを行う。

### 6 施設管理

清掃、設備点検、修繕、衛生管理、警備、備品管理

#### 4. 遵守事項・禁止事項

- ①囲い込みの禁止：利用者に対し、自社が運営する特定の介護保険サービス等への誘導を行ってはならない。
- ②既存事業との整合性：既存の介護予防事業の測定手法やデータ形式を継承し、互換性を保つこと。
- ③個人情報の保護：業務上知り得た個人情報は、本業務以外の目的に使用してはならない。また、退任後も同様とする。

#### 5. 報告および検査

- ①月次報告：毎月10日までに、前月の事業実施実績（利用者数、卒業数、地域活動支援実績等）を市へ報告すること。
- ②年度末報告：指定管理期間終了後、事業報告書および収支決算書を提出すること。
- ③随時検査：市が必要と認めたときは、現地調査または書類の提出を求めることができる。

#### 6. 事業費（令和8年度上限額・再掲）

事業名	上限額	事業委託期間
センター管理運営事業	5,700 千円（税 込）	R9.1.4 から R9.3.31
フレイル予防相談	3,080 千円（税 込）	R8.10.1 から R9.3.31
地域介護予防事業 （通いの場の支援）	480.5 千円（非課税）	R8.10.1 から R9.3.31
訪問型・活動 C	5,270 千円（非課税）	R8.10.1 から R9.3.31
通所型・活動 C	3,429 千円（非課税）	R9.2.1 から R9.3.31
介護予防普及啓発事業 （常設サロンの設置）	540 千円（非課税）	R9.2.1 から R9.3.31
地域リハビリテーション 活動支援事業（同行訪問）	1,500 千円（非課税）	R8.10.1 から R9.3.31